## 徳島県告示第三百九十三号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第

五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和二年六月五日

港湾施設の種類

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

1

保管施設 (野積場)

2

港湾関連用地

3 位 置

徳島市東沖洲一丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四

4 数量及び能力

面 積 <u>一</u> 四三〇平方メートル

<u>\_</u> 港湾施設の種類

臨港交通施設 (道路)

2 名称

位置

区画道路(一号道路)

3

徳島市東沖洲一丁目二三番

数量及び能力

延 長 - 一七・八メー

幅員 七・〇メートル

5 構造形式

アスファ ルト舗装

<u>≡</u> 港湾施設の種類

臨港交通施設 (道路)

2 名称

区画道路 ( 二号道路)

3 位置

徳島市東沖洲一丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四

4 数量及び能力

延 長 | 一七・九メートル

幅員 七・〇メートル

5 構造形式

アスファ ルト舗装

四 1 港湾施設の種類

臨港交通施設(道路)

2

区画道路 (三号道路)

3

徳島市東沖洲二丁目六七番四

4 数量及び能力

延長 | 一七・九メー

幅員 七・〇メートル

5 構造形式

アスファ ルト舗装

五 1 港湾施設の種類

2 臨港交通施設 (道路)

区画道路 (四号道路)

3 位置

徳島市東沖洲一丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四

4 数量及び能力

延長

幅員 七・〇メートル延長 三八四・五メートル

5 構造形式

アスファ ルト舗装

六 1 港湾施設の種類

臨港交通施設 (道路)

2 名称

区画道路 (五号道路)

3 位 置

徳島市東沖洲一丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四

4 数量及び能力

\_)(-) 幅員 四・八メートルから延長 二二五・〇メートル

四・八メートルから五・八メートルまで

5 構造形式

アスファ ルト舗装

七1 港湾施設の種類

臨港交通施設 (道路)

2 名称

管理用道路

3 位置

徳島市東沖洲一丁目二三番及び東沖洲二丁目六七番四

4 数量及び能力

= ( - )延 長 九〇六・七メートル

五・〇メートル

幅員

5 構造形式

コンクリート舗装

八 1 港湾施設の種類

臨港交通施設 (道路)

2

位 進 名 道 路 路

3 4 5 構造形式 一 延長 ーー六・六メートルー 延長 ーー六・六メートルー 延長 ーー六・六メートル

5